

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の算定に伴う実施上の留意事項について」の制定及び「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス及び居宅療養管理指導に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について（平成18年老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号）別紙1

指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

1 ページ		終わりから 7 及び 1	介護予防短期入所サービス	介護予防短期入所サービス及び介護予防特定施設入居者生活介護
5 ページ		7	あたり	当たり
6 ページ		6	(5)	(4)
8 ページ		1	第 3 号	第 4 2 号において準用する第 3 号
10 ページ		終わりから 13	第 4 号	第 4 3 号において準用する第 4 号
16 ページ		10	イ～ハ	ア～カ
17 ページ		7	疼痛緩和	^{とう} 疼痛緩和
25 ページ		15	第〇号	第 3 5 号
39 ページ		終わりから 14	第〇号	第 1 6 5 号
41 ページ		8	第 1 9 号	第 5 2 号において準用する第 1 9 号
42 ページ		10	第 1 9 号のイ	第 5 2 号において準用する第 1 9 号のイ
		13	9 月 日	9 月 3 0 日

43ページ

表中

基本調査6-3
「1. 普通」以外

基本調査6-3
「1. 調査対象者が
意思を他者に伝達で
きる」以外

ページ	段	行	誤	正
<p>「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の算定に伴う実施上の留意事項について」の制定及び「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス及び居宅療養管理指導に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について（平成18年老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号）別紙2</p> <p>指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年老企第36号）</p>				
3 ページ	左	16	281 × 1.25 = 351	281 × 1.25 = 351.25
12 ページ	左	終わりから 9	通所サービス又は短期入所サービスの送迎加算を算定することとし、	短期入所サービスの送迎加算を算定することとし、 <u>（通所サービスは基本単位に包括）</u> 、
	右	終わりから 9	通所サービス又は短期入所サービスの送迎加算	<u>通所サービス又は短期入所サービスの送迎加算</u>
15 ページ	左	終わりから 9	<u>要介護 4 又は要介護 5</u>	<u>要介護 4 及び要介護 5</u>
27 ページ	左	10	第 2 条第 1 項	第 2 条第 1 号
	右	10	第 2 条第 1 項	第 2 条第 1 号
31 ページ	左	12	<u>並びに</u>	↵
36 ページ	左	終わりから 9	<u>①から④</u>	<u>①から④まで</u>
40 ページ	左	終わりから 5	<u>イ、ロ</u>	<u>イ又はロ</u>
42 ページ	左	17	<u>(2)</u>	<u>7(2)</u>
51 ページ	左	終わりから 5	新規に認定を受けて	新規に

59ページ

表中

基本調査 6-3
「1. 普通」以外

基本調査 6-3
「1. 調査対象者が
意思を他者に伝達で
きる」以外

ページ	段	行	誤	正
<p>「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の算定に伴う実施上の留意事項について」の制定及び「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス及び居宅療養管理指導に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について（平成18年老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号）別紙3</p> <p>指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年老企第40号）</p>				

1 ページ	左	2	及び <u>特定施設入居者生活介護</u>	及び <u>特定施設入居者生活介護</u>
66 ページ	左	終わりから 12	<u>第 8 号チ</u>	<u>第 8 号ト</u>

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の算定に伴う実施上の留意事項について」の制定及び「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス及び居宅療養管理指導に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について（平成18年老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号）別紙4

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出における留意点について（平成12年老企第41号）

3 ページ	左	終わりから 10	<u>②から⑧</u>	<u>②から⑧まで</u>
-------	---	----------	-------------	---------------

ページ	段	行	誤	正
リハビリテーションマネジメントの基本的考え方並びに加算に関する事務処理手順例及び様式例の提示について（平成18年老老発第0327001号）				
1 ページ		12	、認知症対応型共同生活介護及び特定施設入所者生活介護	及び特定施設入居者生活介護

ページ	段	行	誤	正
「特定診療費の算定に関する留意事項について」の一部改正について（平成18年老老発第0329001号）				
4 ページ	右	終わりから 5	(1) ~ (5) (略)	(1) ~ (4) (略)
5 ページ	左	終わりから 11	30 号告示別表の 8	30 号告示別表の <u>8</u>
	右	終わりから 11		(5) 30 号告示別表の <u>7</u> の注 2 の加算は、特別な薬剤の投薬又は注射が行われている患者（麻薬を投与されている場合）に対して、通常の薬剤管理指導に加えて当該薬剤の服用に関する注意事項に関し、必要な指導を行った場合に算定する。
	左	終わりから 1	30 号告示別表の 8	30 号告示別表の <u>8</u>
	右	終わりから 1	(7) ~ (10) (略)	(7) 30 号告示別表の <u>7</u> の注 2 の算定に当たっては、前記の薬剤管理指導記録に少なくとも次の事項についての記載がされていなければならない。 ①~③ (略)
6 ページ	左	7	30 号告示別表の 6	30 号告示別表の <u>6</u>
	右	7		(8) 薬剤管理指導

13ページ	右	9	終わりから5～1	<p>③ 注4の加算は、定期的な医師の診察及び運動機能検査又は作業能力検査等の結果に基づき医師、看護師、理学療法士、作業療法士等が共同してリハビリテーション総合実施計画を作成し、これに基づいて行った理学療法又は作業療法等の効果、実施方法等について共同して評価を行った場合に算定するものである。</p>	及び30号告示別表の7の注2に掲げる指導を行った場合は必要に応じ、その要点を文書で医師に提供する。
	左			<p>(9)～(10) (略)</p>	
14ページ	左	1～3		<p>④ 医師等の従事者は、共同して<u>リハビリテーション総合実施計画書(別添様式2)</u>を作成し、その内容を患者に説明のうえ交付するとともに、その写しを診療録に添付する。</p>	<p>③ <u>注4の加算は、定期的な医師の診察及び運動機能検査又は作業能力検査等の結果に基づき医師、看護師、理学療法士、作業療法士等が共同してリハビリテーション総合実施計画を作成し、これに基づいて行った理学療法又は作業療法等の効果、実施方法等について共同して評価を行った場合に算定するものである。</u></p>
				<p>④ 医師等の従事者は、共同して<u>リハビリテーション総合実施計画書(別添様式2)</u>を作成し、その内容を患者に説明のうえ交付するとともに、その写しを診療録に添付する。</p>	<p>④ 医師等の従事者は、共同して<u>リハビリテーション総合実施計画書(別添様式2)</u>を作成し、その内容を患者に説明のうえ交付するとともに、その写しを診療録に添付する。</p>

| 右 | 1

| イからロまで

| イ及びロ |

末尾に様式 9 を追加する。

様式 9

精神科作業療法の施設基準に係る届出書添付書類

当該療法に従事する作業療法士	常勤	専従	名	非常勤	専従	名	
		非専従	名		非専従	名	
専用施設の面積							平方メートル
当該療法を行うために必要な専用の器械・器具の一覧							
手工芸							
木工							
印刷							
日常生活動作							
農耕又は園芸							

ページ	段	行	誤	正
「介護給付費請求書等の記載要領について」等の一部改正について（平成18年老老発第0331010号）				
2 ページ	左	17	<u>又は特定入所者介護 予防サービス費（以 下</u>	<u>又は特定入所者介護 予防サービス費（以 下</u>
6 ページ	左	7	変更認定等	区分変更認定等
7 ページ	左	2	しないこと)。	しないこと)。
8 ページ	左	13	変更認定等	区分変更認定等
10 ページ	左	17	区分変更認定	区分変更認定等
		終わりから 1	変更認定等	区分変更認定等
11 ページ	左	11	変更認定等	区分変更認定等
12 ページ	左	1	変更認定等	区分変更認定等
13 ページ	左	終わりから 9	介護予防小規模多機 能居宅介護	介護予防小規模多機 能型居宅介護
	左	終わりから 2	開始・終了)	開始・終了
17 ページ	左	終わりから 13、 14	もしくは	若しくは
24 ページ	左	7	21	②1
		9	③載	載
25 ページ	左	17	ふりがな	フリガナ
27 ページ	左	21	<u>21</u>	②1
		23	④こと	こと

	24	<u>22</u>	<u>22</u>	
	26	限度	限度	

別表 2 を下線のとおり修正する。

項番	制度	給付対象	法別番号	資格証明等	公費の給付率	負担割合	介護保険と関連する給付対象
1	結核予防法(昭和26年法律第96号)「一般患者に対する医療」	結核に関する治療・検査等省令で定めるもの	10	患者票	95	介護保険を優先し95%までを公費で負担する	医療機関の短期入所療養介護、医療機関の介護予防短期入所療養介護及び介護療養施設サービスにかかる特定診療費
2	結核予防法「従業禁止、命令入所者の医療」	従業禁止、命令入所者に対する医療	11	患者票	100	介護保険優先利用者本人負担額がある	従業禁止者の訪問看護、介護予防訪問看護、居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導
3	障害者自立支援法(平成17年法律第123号)「通院医療」	通院による精神障害の医療	21	受給者証	100	介護保険優先利用者本人負担額がある	訪問看護、介護予防訪問看護
4	障害者自立支援法「更生医療」	身体障害者に対する更生医療(リハビリテーション)	15	受給者証	100	介護保険優先利用者本人負担額がある	訪問看護、介護予防訪問看護、医療機関の訪問リハビリテーション、医療機関の介護予防訪問リハビリテーション、医療機関の通所リハビリテーション、医療機関の介護予防通所リハビリテーション及び介護療養施設サービス
5	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)「一般疾病医療費の給付」	健康保険と同様(医療全般)	19	被爆者手帳	100	介護保険優先残りを全額公費(※)	介護老人保健施設サービス(介護予防サービスを含む)の全て
6	被爆体験者精神影響等調査研究事業の実施について(平成14年4月1日健発第0401007号)	被爆体験による精神的要因に基づく健康影響に関連する特定の精神疾患又は関連する身体化症状・心身症のみ	86	受給者証	100	介護保険優先残りを全額公費(※)	訪問看護、介護予防訪問看護、訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービスの医療系サービスの全て
7	特定疾患治療研究事業について(昭和48年4月17日衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知)「治療研究に係る医療の給付」	特定の疾患のみ	51	受給者証	100	介護保険優先利用者本人負担額がある(※)	訪問看護、介護予防訪問看護、医療機関の訪問リハビリテーション、医療機関の介護予防訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導及び介護療養施設サービス
8	先天性血液凝固因子障害等治療研究事業について(平成元年7月24日健医発第896号厚生省保健医療局長通知)「治療研究に係る医療の給付」	同上	51	受給者証	100	同上	同上

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について」等の一部改正について（平成18年老計発第0331002号・老振発第0331002号・老老発第03310015号）
別紙 2

指定居宅介護支援等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について（平成11年老企第22号）

6ページ	左	終わりから2～ 次ページ1	また、当分の間、 <u>介護支援専門員に写 真を貼付しないこと ができる</u> とされたも のである。	また、すでに交付 を受けている介護支 援専門員登録証明書 については、介護保 険法施行令等の一部 を改正する政令(平成 18年政令第154号)附 則第21条の規定によ り、介護支援専門員 証とみなすこととさ れ、有効期間につい ては以下のとおりで ある。 ア 当該介護支援専 門員登録証明書が 作成された日（以 下「作成日」とい う。）が平成12年4 月1日から平成14年 3月31日までの間で ある場合 平成20 年4月1日から平成2 1年3月31日までの 間において作成日 に相当する日 イ 作成日が、平成1 4年4月1日から平成 16年3月31日までの 間である場合 平 成21年4月1日から 平成22年3月31日ま
------	---	------------------	--	---

での間において作成日に相当する日
(作成日に相当する日がない月においては、その月の翌月の初日)

ウ 作成日が、平成16年4月1日から平成18年3月31日までの間である場合 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間において作成日に相当する日

ページ	段	行	誤	正
「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について」等の一部改正について（平成18年老計発第0331002号・老振発第0331002号・老老発第0331015号）別紙6 介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成12年老企発第44号）				
3 ページ	左	12、16、18 後ろから2	<u>サテライト型小規模 介護老人保健施設等</u>	<u>サテライト型小規模 介護老人保健施設</u>
		14	<u>サテライト型小規模 介護老人保健施設及 び医療機関併設型小 規模介護老人保健施 設</u>	<u>サテライト型小規模 介護老人保健施設</u>
4 ページ	左	18、20	<u>サテライト型小規模 介護老人保健施設等</u>	<u>サテライト型小規模 介護老人保健施設</u>
5 ページ	左	20	<u>失せ津</u>	<u>施設</u>
6 ページ	左	終わりから 14	<u>リ</u>	<u>チ</u>
7 ページ	左	終わりから 10	<u>汚物処理室をを</u>	<u>汚物処理室を</u>
8 ページ	左	終わりから 4 ～ 3	行頭を一字下げる。	
10 ページ	左	9	<u>イからニまで</u>	<u>①から④まで</u>
14 ページ	左	終わりから 12	<u>④</u>	<u>a</u>
16 ページ	左	15	(1)から(9)	<u>①から⑨</u>
	右	15	(1)から(9)	<u>(1)から(9)</u>
	左	16	2の(2)の④	<u>2の(1)の②のチ</u>
	右	16	2の(2)の④	<u>2の(2)の④</u>

16 ページ	左	18	第 3 の 2 の(1)	<u>第 3 の 2 の(1)の①</u>
	右	17 ~ 18	第 3 の 2 の(1)	<u>第 3 の 2 の(1)</u>
	左	19	第 3 の 2 の(1)の①	<u>第 3 の 2 の(1)の①の イ</u>
	右	19	第 3 の 2 の(1)の①	<u>第 3 の 2 の(1)の①</u>
	左	終わりから 15	(1)の②	<u>(1)の②のロ</u>
	右	終わりから 15	(1)の②	<u>(1)の②</u>
	左	終わりから 13	第 3 の 2 の(2)の⑨	<u>第 3 の 2 の(1)の②の リ</u>
	右	終わりから 13	第 3 の 2 の(2)の⑨	<u>第 3 の 2 の(2)の⑨</u>

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について」等の一部改正について（平成18年老計発第0331002号・老振発第0331002号・老老発第0331015号）別紙7 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成12年老企発第45号）

4 ページ左 2 行目から 6 行目までを削る。

4 ページ	左	14	(2)	<u>(1)</u>
	右	14	(2)	<u>(2)</u>
	左	19	(3)	<u>(2)</u>
	右	19	(3)	<u>(3)</u>
	左	終わりから 1	(4)	<u>(3)</u>
	右	終わりから 1	(4)	<u>(4)</u>
5 ページ	左	14	(5)	<u>(4)</u>
	右	14	(5)	<u>(5)</u>

ページ	段	行	誤	正
指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について(平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331004 号、老振発第 0331004 号、老老発第 0331017 号)				
66 ページ		33	⑧ 検食について 医師又は栄養士 等による検食が毎 食前行われ、その 所見が検食簿に記 載されなければな らないこと。	
78 ページ		15	①から⑧まで	①から⑦まで

ページ	段	行	誤	正
「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」 に規定する研修について（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331006 号、老振発第 0331006 号、老老発第 0331019 号）				
2 ページ		26	管理者	計画作成担当者
3 ページ		32	ア 介護保険法施行 令附則第 8 条	ア 介護保険法施行 令等の一部を改正 する政令（平成 18 年政令第 154 号） 附則第 3 条
4 ページ		8	ア及びイ	ア又はイ

ページ	段	行	誤	正
3ページ		1	届出時点において要件に合致してないことが判明し、・・・	届出時点において要件に合致していないことが判明し、・・・
7ページ		2	⑥ 市町村長は、著しい・・・	⑤ 市町村長は、著しい・・・
8ページ		30	平成18年厚生省告示第263号・・・	平成18年厚生労働省告示第263号・・・
9ページ		15	介護事業氏における・・・	介護事業所における・・・
13ページ		37	勘案すれば、・・・	勘案すれば、・・・
17ページ		28	平成18年厚生省令第34号・・・	平成18年厚生労働省令第34号・・・
19ページ		5	ある月（ <u>暦月</u> ）において・・・	ある月（ <u>暦月</u> ）において・・・
23ページ		17	徳地施設入居者生活介護・・・	特定施設入居者生活介護・・・
23ページ		19	（平成12年老企第40号）1の(2)の②・・・	（平成12年老企第40号） <u>第二の1</u> の(2)の②・・・
23ページ		22	利用日数を30日から除して得た・・・	利用日数を30日から控除して得た・・・
27ページ		24	「 <u>喉頭ファイバースコピー</u> 」・・・	「 <u>喉頭ファイバースコピー</u> 」・・・